

2010年11月22日

福岡県警察本部

本部長 田中 法昌 殿

福岡県弁護士会会長 市丸 信敏
同人権擁護委員会委員長 前田 恒善



警告書

この度、福岡県西警察署及び福岡県警察「●●●●君絞殺事件」捜査本部の取調べにつき、小戸公園在住労働者7名外の申立てにかかる案件について、当会の人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果に基づき、貴本部に対して下記のとおり警告いたします。

本警告をすることとした理由は別紙「警告の理由」のとおりです。

警告の趣旨

福岡県西警察署署員らが、申立人らに対し、平成20年9月18日から翌19日にかけて行った捜査は、以下の点において申立人らの人権を侵害する違法な捜査です。

- 1 申立人らに対し、黙秘権の告知も行わずに、凶器と思料される物を持参するよう指示したこと
- 2 参考人に過ぎない申立人らおよび付近住民から、DNA型鑑定のための資料収集を行ったこと
- 3 令状なしに、本人の承諾のみで、申立人らの居住するテントに立ち入り、内部を懐中電灯で照らし、段ボール箱を開けてその内部を確認するといった家宅捜索に該当する捜査を行ったこと

よって、このような人権侵害行為が二度と行われないう、本件について十分な調査を行うとともに、実効的な再発防止策を講ずるよう警告いたします。

警告の理由

第1 事案の概要

申立人らの本件申し立ては、平成20年9月18日、福岡市西区小戸公園において発生した殺人事件（●●●●君絞殺事件、以下「本件事件」とする）にかかる捜査において、福岡県警察によって、申立人らに対して行われた取調べに関するものである。

本件事件は、同日午後4時すぎに、福岡県警察に通報され、その後、頸部に索状痕はあるものの、着衣に乱れのない遺体（当時小学1年生の男児）が発見され、同6時前に同公園が封鎖された。遺体に残された痕跡から、紐様の物を用いた絞殺であることはこの段階までに特定され、遺体の外表等から性犯罪を疑わせる事情は見あたらなかった。

福岡県西警察署署員は、午後6時ころ、申立人らを含む11名の小戸公園在住労働者、及び捜査開始時点で小戸公園に存在した者40名を、本件事件の参考人として西警察署へ任意同行した。

申立人らのうちには、任意同行に際して「紐があったら持ってくるように」と指示されたものが数名あり、うち2名が、居住しているテントから紐を持参し、警察官に任意に提出した。

小戸公園在住労働者11名に対する取調べは、同日午後7時ころから翌午前0時ころまで行われた。取調べの際、参考人として取調べされた小戸公園在住労働者全員および近隣住民に対し、指紋採取、掌紋採取、DNA資料採取が行われた。

西署での取調べ終了後の19日午前2時頃、警察官が、小戸公園在住労働者の居宅（テント）に赴き、声かけをしたのち、居宅を開けさせ、懐中電灯で照らして見回した。

その際、小戸公園在住労働者は、拒絶しなかった。

小戸公園在住労働者の中には、捜査官が居宅のなかに入り、所持していた段ボール箱を開けられ、中を確認された者がいる。

上記捜査にあたり、捜索許可状が発付された記録はない。

第2 人権侵害性の判断

1 凶器の可能性のあるものを持参するよう求める指示について

申立人らを含む小戸公園在住労働者は参考人として取調べに応じたものであるが、捜査機関において特段何らの説明も加えることなく、凶器にあたと考えているひも様の物を持参・提出するよう指示している。このことは、申立人らについて、参考人といいながらも、その実、実質的には被疑者として扱うことになる。

このような指示は、被疑者の取調べに際して、捜査機関に対して供述拒否権の告知を義務づけている刑事訴訟法198条2項の趣旨に反している。

さらに、居宅にあるものを持参させることは、任意捜査として通常許容されている所持品検査のレベルを明らかに超え、居宅の内部のものについて搜索差押えを実施するのと同様の効果を得られる可能性があるから、ひもを持ってくるということの意味や、それを拒むことができるということの告知は、令状主義を潜脱しないためにもいささかもおろそかにされてはならない。

したがって、このような指示は、憲法および刑事訴訟法の定める被疑者の黙秘権、防御権、適正手続きを受ける権利を侵害する違法な捜査であり、人権侵害と評価すべきである。

2 DNA資料の採取について

(1) 参考人からのDNA資料収集は許されないこと

本件DNA資料の収集は、申立人らの同意を得て行われた任意捜査である。しかし任意捜査であっても、捜査の必要性・緊急性に比例した程度を越えた方法がとられた場合には、相当性を欠き、違法と評価される。

現在のDNA鑑定は、適正に実施されれば、犯人の同一性判断に対し高度の証明力があるものとされているが、それだけにDNA型情報のプライバシーとしての秘匿性は極めて高い。さらに、DNA型情報には、遺伝病情報など、犯罪捜査とは直接関係のない秘匿性の高い情報も含まれているのであり、DNA資料を採取することは対象者の人体細胞の奥深く侵入することに等しく、「究極の統一的・総合的な個人情報」であるDNA全体を丸裸にする現実的な危険にさらすことである。

以上のようなDNA情報の性質からすれば、捜査によって制限を加えられる人権が高度のプライバシー権であるというべきであり、強制処分に該当すると言ふべきであるから、被疑者の場合であっても、強制処分法定主義（刑事訴訟法197条1項但書）の観点から少なくとも写真撮影や血液

採取と同様、令状によって取得することが原則とされるべきであり、その令状発布の要件も、①対象者が具体的な嫌疑が一定程度以上濃厚な被疑者であること、②対象となる犯罪が、犯人のDNA資料が現場に残る可能性のある犯罪であることを求めるべきである。

これを任意捜査によって採取することができる場合は、被疑者の場合であっても、仮に法律によって定められた場合であっても例外的に解すべきであり、上記①、②の要件を満たし、かつDNA採取の意味、利用方法などについての書面等を用いた十分な説明を行った場合に限定すべきである（日弁連2007年12月21日付「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」でも同様の基準を提示している）。

ましてや、罪を犯したとの嫌疑がかけられていない参考人に対しては、現場資料との同一性鑑別の必要性に欠けるのであって、許容されない。

他方、国家公安委員会は、DNA型記録取扱規則（平成十七年八月二十六日国家公安委員会規則第十五号、最終改正平成十八年十月三十日国家公安委員会規則第二十七号）で、その作成・管理・運用する対象を「被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録」等に限定して定めているが、法律は存在せず、そもそも参考人からの任意採取については、規則レベルにおいても全く規定がない。

本件において、申立人らは、黙秘権の告知も受けないまま取調べをされており、法的に参考人として扱われている。従って、任意捜査としても、DNA資料の採取は許容されないものであり、憲法・刑事訴訟法上の適正な手続きを受ける権利を侵害し違法である。

(2) 警察側の主張に対して

ところで、捜査担当者は、本件DNA資料採取について、現場付近で検出されるDNA型と、参考人らのDNA型を照合するために行ったものと説明している。

確かに、指紋・掌紋等は、現場に残された資料から、参考人らの指紋・掌紋等を排除することによって犯人の指紋・掌紋を浮かび上がらせるという捜査方法が一定の合理性を有している。しかしながら、DNA資料に関しては、現場に犯人の遺留物があり、DNA型が判別できた場合において、その後、犯人との嫌疑が相当程度存在する被疑者との照合を具体的に行ったり、過去の犯罪者のデータベースと照合して犯人を割り出したりするためのものである。

だとすれば、とりあえず参考人から広くDNA資料を採取するという捜査方法は、必要性がそもそも存在せず、警察側の説明には合理性がない。

捜査機関においては、DNA資料の採取行為が、綿棒で頬の内側の粘膜を軽くこするという方法に過ぎないことから、その収集方法が対象者の不快感や苦痛を与えないものであると考え、必要性を十分考慮しないまま安易に行っている可能性があるが、このような考え方は、DNA情報に関するプライバシー権の重要性を十分理解しないものであって失当である。

したがって本件のような参考人からのDNA資料採取は具体的な捜査の必要性に基づかない違法な捜査であり、申立人らの人権を侵害するものと評価すべきである。

なお、以上のような状況を踏まえれば、本件捜査におけるDNA資料採取は、具体的な捜査の必要性に基づいて行われたものというよりは、その必要性に藉口して、採取したDNA情報をデータベースに登録することにより将来の犯罪捜査の必要に備えたものではないかという疑いが払拭し得ない。

いずれにせよ本件においてDNA採取を是認する条件はなく、申立人らに対する人権侵害と評価すべきことは明らかである。

3 承諾家宅捜索について

令状を欠く家宅捜索は、憲法および刑事訴訟法ならびに刑事訴訟規則などに反する違法な捜索である。

さらに、犯罪捜査規範108条は、人の住居等の任意の捜索の禁止として、「住居主又は看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、捜索許可状の発付を受けて捜索をしなければならない」として、承諾があっても、令状のない家宅捜索を明確に禁じている。

申立人らが居住するテントの中を懐中電灯で照らし、段ボールの中まで見て、被害者の遺留品の有無を確認するといった行為は、犯罪捜査規範108条の禁ずる承諾家宅捜索そのものであり、違法であることは明らかである。

さらに、申立人らの承諾は、深夜にわたる長時間の取調べの後で心身ともに疲労していたこと、小戸公園に居住する申立人らとしては、警察官に協力しないと不利益になるという意識をもってしたこと、完全に自由な意思でされた承諾とは認められない。したがって、上記のような捜査を正当化し得る余地は全くない。

よって、警告の趣旨どおり警告すべきと判断した。

以上